



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

www.alpajapan.org Date 2005.02.01 No. 28 - 21

IFALPA より Safety Bulletin として 危険物輸送関連 リチウム Battery の貨物輸送禁止についての情報が出されましたので、紹介します。

例え少量でもリチウム Battery に火災が発生すると、現存の航空機に装備された消火装置では消火が不可能であるため、FAA は、旅客機における貨物輸送を禁止しました。

これは米国国籍および米国に離着陸する旅客機に適用されます。

IFALPA は、この制限が安全上有効なものであると高く評価していますが、今回、この制限をさらに拡大し、旅客機および貨物機双方に適用されるべきことの重要性を表明するため、この Safety Bulletin を発行しました。

ただし、現在のところ乗客所有のノート用 PC 等に搭載されている充電可能なリチウム Battery やその他の製品に組み込まれているリチウム乾電池はその制限の対象から外されています。

背景説明

1999 年、LAX 空港において、大阪から NW 航空により輸送されたリチウム Battery 約 12 万個を含む包装物の一部が、とり下ろしの際に破損し、3 時間 40 分後に出火、近接する他の Battery に燃え移りすべてが消失するまで火災は継続しました。この時、個々の Battery は危険物輸送の対象から除外されていたものの、それらが大量にまとめて輸送されていたため、一部の出火が、容易に他に燃え移ってしまいました。

この事故を受けて、NTSB は、リチウム Battery の火災特性が判明するまでその輸送を禁止することを勧告していました。しかし、米国運輸省は事故の原因が特殊であったことおよび商業上の理由から、リチウム Battery への輸送規則を厳格にはしませんが、禁止には踏み切りませんでした。

その後 FAA の技術報告が 2004 年 6 月にだされ、「リチウム Battery は破損によりショートし発火すること」「いったん発火すると貨物室に装備されている消火剤では消火不可能であること」「外部の火災により容易に着火すること」「たとえ消火されたとしてもその残熱は他のリチウム Battery を着火させるのに十分であること」「その火勢は貨物室を突き破って、航空機の他の部分に及ぶこと」がリチウムの特性として判明しました。

以上をうけて、2004 年 12 月にこの輸送制限が FAA により決定、実施されました。



IFALPA が指摘する今後の問題点

今回の制限は、旅客機のみ適用されています。貨物機においても消火は不可能であることから、すべての民間商業航空機にこの制限は適用されるべきです。

また、リチウム Battery のほかに、ノート PC 等で使用されている充電可能なリチウムイオン Battery については、いまのところ火災特性についての実験が終了していません。

これら、リチウムを含む Battery は現在、乗客が手荷物として預けたり、機内に持ち込むことが許容されています。このような強力な発火源となる可能性のあるものが持ち込まれることへの保安上の問題も今後考慮されなければなりません。

以上